

第1号議案

令和4年度 事業報告

令和4年度 事業報告

基本目標

企業一体となった 安全活動を推進して
地域社会に貢献しよう

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

2 マイカー事故防止対策の推進

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

4 地域と連携した交通安全活動の推進

業務重点

1 組織をあげた安全運転管理の推進

(1) 組織的な安全運転管理の推進

- ア ドライブレコーダーやテレマティクスなど新たな管理システムの導入により、安全運転管理体制の充実強化を図った。
- イ 安全運転管理計画を策定し、組織的な活動を推進した。
- ウ 交通安全講習会、事故防止検討会の開催など、安全教育の充実による交通安全意識の浸透を図った。
- エ 各種表彰制度の活用により、安全運転意識の高揚を図った。
- オ 外国人従業員向けの交通安全教室を積極的に開催した。
- カ 大型自動車免許、中型自動車免許及び第二種免許の運転免許受験資格の特例並びに若年運転者講習等を周知した。

(2) 安全運転管理者等に対する安全運転管理能力向上対策の推進

- ア 法定講習の受講が安全運転管理の基本であることから、警察本部交通部交通総務課及び警察署交通課と連携することにより安全運転管理者等全員の受講を目指し、安全運転管理能力の向上を図った。
- イ 交通事故の発生傾向や特徴を分析した資料等を提供し、事故実態に応じた指導を促進した。
- ウ 安全運転管理者等に運転適性検査指導者講習を受講させ、管理能力の向上を図った。
- エ 運転前後における酒気帯びの確認、記録の1年保管等、新たな業務を含めた安全運転管理者の業務を周知徹底した。

(3) 安全運転管理者未選任事業所の発見、選任及び入会の勧奨

- ア 安全運転管理者未選任事業所の発見活動を推進し、未選任事業所の一掃を図った。
- イ 安全運転管理協議会への入会を勧奨して交通安全活動への参加を促し、交通安全の充実と組織基盤の強化を図った。

(4) 安全運転管理モデル事業所活動の推進

- ア 警察署長・地区協議会長の連名により「安全運転管理モデル事業所」の委嘱を行い、安全運転管理者の業務を効果的に推進して交通事故の防止を図り、その成果を各事業所及び地域に波及させた。
- イ モデル事業所の活動状況を機関誌「AAKK」10月号で紹介し、優秀な事業所には表彰を行った。
- ウ 安全運転管理モデル事業所活動の実施要領 … ホームページ「安全運転管理モデル事業所活動」のとおり

(5) 交通安全教育の強化

- ア 新入社員等に対して、企業人としての運転マナーの確立を図った。
- イ 「ながらスマホ」や「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、「ながらスマホ」等が引き起こす事故の重大性、悲惨さ等を浸透させて根絶に努めた。
- ウ 歩行者保護運転の徹底を図った。
- エ 運転適性検査を実施して結果を活用した。
- オ 「エコ&セーフティ 100日間無事故・無違反運動」に参加した。
- カ 特に高速道路においては、追越し用の車両通行帯を漫然と走行することなく、適切な車間距離を確保し、車両ごとの法定速度を遵守するなど、安全走行を徹底した。

(6) 高齢ドライバーの事故防止対策の推進

- ア 交通安全教育シミュレータ等を活用した交通安全教育などを通じて、高齢ドライバーに身体機能の変化を理解させた。
- イ 加齢に伴う身体能力の低下を補う機能を備えた安全運転サポート車は、その安全機能を過信すれば事故抑止効果も失われてしまうことから、ドライバーとしての責任を持った安全運転の徹底を図った。
- ウ 一定期間に複数回の交通事故の当事者となったドライバーに対しては、当該事故の状況や健康状態等を踏まえた交通安全教育を実施するほか、安全運転サポート車の導入と運転免許証自主返納の検討を促した。
- エ 一定の違反のある高齢運転者への運転免許更新時における運転技能検査や申請による運転免許の条件付与（サポカー限定免許）等を周知した。

(7) 夕暮れ時及び夜間対策の推進

- ア 交通死亡事故が多発する夕暮れ時及び夜間を重点とした対策を推進した。
- イ 夕暮れ時に多発する歩行者・自転車利用者との事故を抑止するため、前照灯を早めに点灯するライト・オン運動を推進した。
- ウ 夜間、歩行者等を早期に発見するため、ハイビームの活用を徹底した。

2 マイカー事故防止対策の推進

(1) マイカーの掌握と指導の徹底

- ア マイカー保有者を確実に掌握し、運転免許証、車検証、保険加入状況等を確認した。
- イ マイカー通勤者に通勤経路マップを作成させ、これに基づいた具体的な指導を行った。

(2) ドライバークラブの結成と活動の強化

- ア ドライバークラブによる自主的な交通安全活動の計画と実行を促した。
- イ 優良運転者に対する表彰(ドライバークラブ表彰等)を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図った。
- ウ 自転車通勤者のグループ化を図り、ドライバークラブに準じた指導を行った。

(3) 被害軽減対策の推進

- ア 全席シートベルトの着用及びチャイルドシートの正しい使用を徹底した。
- イ 二輪車運転者に対してヘルメットの着用を徹底し、各種プロテクター、エアバッグジャケットの着用を促進した。
- ウ 自転車利用時のヘルメットの着用を促進した。

(4) 飲酒運転等根絶対策の推進

- ア 飲酒運転の根絶に向けた規範意識を確立に努めた。
- イ 飲酒運転を助長する環境の根絶に努めた。
 - (ア) 飲酒を伴う会合の届け出と事前指導を徹底した。
 - (イ) 飲酒運転周辺三罪(酒類提供・車両提供・同乗)の根絶運動を推進した。

(5) 自転車安全利用の促進

ア　自転車利用者に対し、「自転車安全利用五則」を周知して実践させた。

<自転車安全利用五則>

- ①　自転車は車道走行が原則、歩道走行は例外
- ②　車道は左側を通行
- ③　歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④　安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライト点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤　子どもはヘルメットを着用（愛知県では、自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用）

<自転車安全利用五則>（令和4年11月1日改定）

- ①　車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者優先
- ②　交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③　夜間はライト点灯
- ④　飲酒運転は禁止
- ⑤　ヘルメットを着用

イ　自転車乗用時にヘルメットの着用及び反射材用品の自発的な着用を推進した。

ウ　自転車の交通事故により生じた損害を賠償する保険等への加入を促した。

3 交通安全意識の共有と歩行者保護運転の徹底

(1) 交通安全意識の共有

ア　自動車の安全機能が急速に進化している今日こそ、ドライバー自身の安全意識が重要であることの理解を深めた。

イ　安全運転を続けることの価値を認め合い、相互に交通安全意識を高め、広く共有することによって安全で快適な交通環境を創出するための意識基盤の醸成を図った。

- ウ 高齢者の身体機能が低下することは当然であり、そのような高齢者に対して多くの安全行動を期待するのではなく、ドライバー自身が高齢者の過失やミスを補う運転行動を徹底するなど、「車が人を守る」交通安全意識の共有を図った。
- エ 多発する交差点関連事故の抑止を図るため、道路交通法に定められた右左折方法等を周知徹底した。

(2) 歩行者保護運転の徹底

- ア 横断歩道付近では意識的に歩行者や自転車の発見に努め、横断中や横断しようとしている歩行者等がいた場合には、横断歩道の手前で確実に停止した。
- イ 路面に表示された「ひし形（ダイヤマーク）」は、前方に横断歩道があることを示しているので、走行中の路面にダイヤマークを見つけたら、アクセルを戻して減速し、前方の横断歩道周辺における横断歩行者等の有無を確認した。
- ウ 特に住宅地を通行するときは、横断歩道以外の場所でも歩行者が横断することを予測して慎重に通行した。
- エ 子供や高齢者は、道路を横断するときに接近する車に気がついていないことがあることから、道路を横断していたり、横断しようとする子供や高齢者を見掛けた場合には、自車の接近に気付いていないことを前提として減速・停止し、子供や高齢者を守る思いやり運転に努めた。

4 地域と連携した交通安全活動の推進

(1) 各季の交通安全運動

- ア 春の全国交通安全運動 4月6日(水)～4月15日(金) (10日間)
(県内一斉大監視 4月12日(火)午前7時～午前9時)
- イ 夏の交通安全県民運動 7月11日(月)～7月20日(水) (10日間)
(県内一斉大監視 7月15日(金)午前7時～午前9時)
- ウ 秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～9月30日(金) (10日間)
(県内一斉大監視 9月27日(火)午後4時～午後6時)
- エ 年末の交通安全県民運動 12月1日(木)～12月10日(土) (10日間)
(県内一斉大監視 12月6日(火)午後4時～午後6時)

(2) 交通安全の日

ア 交通事故死ゼロの日	毎月10日、20日、30日
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日(日) 9月30日(金)
イ 高齢者を交通事故から守る日	毎月30日(2月は末日)
高齢者交通安全週間	9月14日(水)～9月20日(火)
ウ 自転車・二輪車の安全利用の日	毎月10日
自転車・二輪車安全利用月間	5月
バイクの日	8月19日(金)

(3) 各種交通安全運動の推進

ア 交通安全スリーS運動

① S top (ストップ)

- ・赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- ・横断歩道や交差点では歩行者優先
- ・飲酒運転の根絶

② S low (スロー)

- ・子供や高齢者を見かけたらスローな運転
- ・見通しが悪い交差点では徐行

③ S mart (スマート)

- ・全ての人に対して思いやりを持った運転と、運転中にはスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- ・シートベルトの全席着用の徹底
- ・急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど、環境に配慮したスマートな運転

イ ライト・オン運動(夕暮れ時の前照灯早め点灯運動)

(ア) 点灯時刻の目安

日没時刻の概ね1時間前(雨天等視界の不良時は、昼間でも点灯)

(イ) 歩行者・自転車利用者の明るい服装と反射材用品の利用促進

ウ 歩行者保護運動

(ア) 横断歩道の日 每月11日

(イ) ハンド・アップ運動の提唱

エ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用徹底運動
～ 「カチッと100！」を合言葉に、着用率100%をめざして ～
シートベルト・チャイルドシートの日 每月20日

オ 飲酒運転の根絶

- (ア) 飲酒運転根絶の周知徹底と広報啓発
 - 飲酒運転四（し）ない運動等の広報
- (イ) 飲酒運転を根絶する環境の醸成
 - ハンドルキーパー運動等の推進
- (ウ) 飲酒運転根絶の日・飲酒運転根絶強調月間
 - 飲酒運転根絶の日 每月第4金曜日
 - 飲酒運転根絶強調月間 12月

カ 「ながらスマホ」や「妨害運転」の根絶

- (ア) 「ながらスマホ」根絶の周知徹底と広報啓発
- (イ) 「妨害運転」根絶の周知徹底と広報啓発

(4) 街頭活動等の推進

- ア 地域の関係機関・団体と連携し、各季の交通安全運動、交通事故死ゼロの日等を中心に、積極的な交通安全立哨活動、交通安全キャンペーン等を推進した。
- イ 交通安全立哨活動は学童横断場所を中心に実施するなど、通学保護にも配意した。
- ウ 地域住民との交流会を開催した。

一般業務

1 会議等

(1) 社員総会

ア 第1回定時社員総会

○ 日時 5月13日（金）午前10時30分から

○ 場所 名鉄グランドホテル

イ 第2回定時社員総会

○ 日時 令和5年3月28日（火）午前10時30分から

○ 場所 名鉄グランドホテル

(2) 理事会

ア 第1回定期理事会

中止 議案は4月27日に書面決議した。

イ 第2回定期理事会

中止 議案は令和5年3月10日に書面決議した。

(3) 会長・副会長会議

中止

(4) 会長報告

4月20日（水）、7月20日（水）、10月19日（水）及び令和5年2月1日（水）に業務の推進状況を報告した。

(5) 安全運転管理事務担当者連絡会議

○ 日 時 4月22日（金）

○ 場 所 愛知県自動車会館

○ その他 警察官の出席なし

(6) 第63回交通安全全国民運動中央大会

- 日 時 令和5年1月17日（火）分科集会、1月18日（水）本会議
- 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷（分科集会）
新宿文化センター（本会議）

(7) 2023年愛知県交通安全県民大会

- 日 時 令和5年1月13日（金）午後1時30分から
- 場 所 愛知県芸術劇場

2 機関誌「A A K K」の編集発行

機関誌「A A K K」を168,000部（月平均14,000部）発行して安全運転管理情報の共有化を図った。

3 「i（アイ）ネット」による交通情報等の提供とネットワークの確立

警察本部交通総務課の協力・連携してiネットシステムの普及促進を図り、交通情報等を迅速に提供した。

「iネット」発信件数 78件

4 警察、県・市町村及び関係機関・団体との連携強化

警察、県・市区町村、地区協議会、（一財）愛知県交通安全協会等の交通安全関係機関・団体との連携を強化し、安全運転管理等に係る情報の共有化を図った。

また、県安管は、中部管区内はもとより全国の安全運転管理協議会等とも連携して安全運転管理活動の向上を図った。

5 交通安全教育用DVDの貸出（令和4年度購入等14本）

交通安全教育用DVD68本を備え付け、無料貸出した。

- 貸出事業所 376事業所
- 貸出本数 565本

6 運転適性検査指導者講習会の実施

(1) 運転適性検査指導者講習会

- 月 日 10月13日（木）、14日（金）
- 場 所 愛知県自動車会館
- 受講人員 41人

(2) 事業所における運転適性検査

資格認定を受けた運転適性検査指導員による「警察庁K－2型」の運転適性検査は、78事業所において7,596人を対象に実施され、運転適性診断票に基づいた個人指導が行われた。

7 エコ＆セーフティ100日間無事故・無違反運動の実施

- (1) 会員事業所のドライバークラブ等を対象に、夏の交通安全県民運動初日の7月11日（月）から10月18日（火）までの100日間、「エコ＆セーフティ100日間無事故・無違反運動」を実施して、達成したチームを表彰し、個人に記念品を贈呈した。

チーム	参 加	達 成	達成率
若者（1チーム5人）	56チーム 280人	53チーム 265人	94.6%
一般（1チーム10人）	259チーム 2,590人	195チーム 1,950人	75.3%
計	315チーム 2,870人	248チーム 2,215人	78.7%

※ 若者とは16歳以上24歳以下をいう。

- (2) 「エコ＆セーフティ無事故・無違反運動に参加して」の感想文を機関誌「AAKK」に掲載して交通安全意識の高揚を図った。

8 調査研究

警察本部交通部の交通事故関係データを分析検討して機関誌「AAKK」に掲載した。また、地区協議会長等に配布し、安全運転管理業務の資料として活用した。

9 表彰

(1) 優良ドライバー表彰（通年表彰）

ア	愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰	
(ア)	優良運転者 特賞	98 人
(イ)	優良運転者 金賞	140 人
イ	警察署長・地区協議会長連名表彰	
	優良運転者 銀賞	162 人
ウ	事業所の長の表彰	
	優良運転者 銅賞	98 人

(2) 愛知県交通安全推進協議会長表彰（県知事・1月表彰）

ア	交通安全功労者	1 人
イ	優良安全運転管理協議会	2 協議会
ウ	優良安全運転事業所	3 事業所

(3) 警察庁長官・全日本交通安全協会長連名表彰等

ア	交通栄誉章	
(ア)	緑十字 金章	2 人
(イ)	緑十字 銀章	8 人
(ウ)	緑十字 銅章(9月表彰・優良安全運転管理者)	64 人
イ	優良安全運転管理協議会	1 協議会
ウ	交通安全優良事業所	5 事業所

(4) 愛知県警察本部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰（5月表彰）

ア	優良安全運転管理協議会	5 協議会
イ	優良安全運転管理指導者	10 人
ウ	優良安全運転管理者等	148 人
エ	交通安全優良事業所	163 事業所
オ	優良自動車運転者	149 人

(5) 中部管区警察局長・中部交通安全協会協議会長連名表彰(5月表彰)

ア 優良安全運転管理協議会	3 協議会
イ 優良安全運転管理者等	14 人
ウ 交通安全優良事業所	12 事業所

(6) 愛知県警察本部交通部長・愛知県安全運転管理協議会長連名表彰(12月表彰)

エコ&セーフティ 100日間無事故・無違反運動達成 248 チーム

(7) 中部管区警察局長表彰

警察部外協力者感謝状 1 人

法定講習

愛知県公安委員会から委託を受け、道路交通法第108条の2の規定による安全運転管理者及び副安全運転管理者の法定講習を次のとおり実施した。

本年度も新型コロナウイルス感染対策をとりながら、警察本部と協力して実施した。

区分	安全運転管理者	副安全運転管理者
実施回数	42回（12回）	11回（3回）
管理者数	21,012人	6,249人
受講者数	22,036人（7,392人）	6,058人（1,684人）
受講率	104.9%	96.9%

※1 () はオンラインによる講習を内数で示す。

※2 管理者数は、令和4年3月31日現在数。